

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

住んで良く・訪れて楽しい、躍動する『みなとまち・さかなまち』

2. 地域再生計画の作成主体の名称

静岡県

沼津市

3. 地域再生計画の区域

静岡県沼津市の区域の一部

(沼津港、西浦漁港)

4. 地域再生計画の目標

・地域の概況

沼津市は、静岡県の東部、駿河湾の湾奥東側に位置し、陸路、海路の要衝に在り、商業や文化が集積する人・物・情報の往来の拠点として発展してきたが、交通環境や物流の変化や周辺都市の急速な都市化の進展により広域拠点性が相対的に低下している。

このことから、第3次沼津市総合計画では、県東部地域の要のまちとなる『人が輝き、まちが躍動する交流拠点都市・沼津』の実現を目指し、この中の「都市の骨格づくり」において、東西都市軸とこれに交差する南北都市軸とを基本骨格とする5つの交通拠点（ファイブエントランス）のネットワークの強化を図り、沼津港を中心とする地区の「南エントランス」においては、内外から多くの人々が集う賑わい拠点の形成を目指している。

さらに、平成17年4月の旧戸田村との合併後の新市建設計画では、「2つの個性を融合させ、人が行き交うまち」を基本目標の主要な柱とし、「海のルート」「山のルート」による中心市街地～三浦地域～戸田地域の広域交通体系の構築を目指すとともに、戸田地区～井田地区～西浦、内浦、静浦地区（三浦地域）の富士見海岸ルートなど、地域が連携した広域観光ルートの形成に努めることとしている。

一方で豊かな自然環境に恵まれた西浦、内浦、静浦の「南部ブロック」地域は、変化に富んだ海岸線を背景に水産業や観光産業が盛んであり、「住んで良く、訪れて楽しいまちづくり」を目指している。しかしながら、その海岸地形の特性から東海地震による想定津波高が8mを上回る地区もあり、津波により甚大な被害が予想されている。さらに半島性の気候や急峻な地形から集中豪雨による水害や土砂災害に対しても脆弱な地域である。

“東海地震”や“神奈川県西部の地震”の発生の切迫性が指摘される中で、静岡県と沼津市は連携を密にして、地域住民と一丸となって防災対策を推進しており、海・陸両面から緊急輸送路を確保することが急務であり、防災面からも広域交通体系の構築が必要となっている。

・地域再生計画の意義及び目標

陸路、海路の要衝の結節点である沼津港は、県東部の物流拠点、水産流通基地として、また、西伊豆地域への生活及び観光の海上交通の門戸として、重要な役割を果し、さらには、「静岡県地域防災計画」の地震防災施設緊急整備計画における「防災拠点港湾」に位置付けられている。しかしながら、沼津港の港湾関連施設の多くは高度経済成長期に整備されたもので、通常の維持管理の範囲を超える施設の更新時期を向かえている。

また、物流、水産流通に特化した施設整備が進められ、次第に市民と“みなと”が疎遠となったことから、港湾管理者である静岡県と沼津市は、「市民に親しまれるみなとづくり」を新たな目標に掲げ、沼津港の再開発に着手した。

この様な中、平成12年5月に特定地域振興重要港湾の指定を受けたのを機に、住民・市民の視点から再評価を行い、平成14年3月には観光や水産業等の“みなと”の資産を最大限に活用した「沼津港港湾振興ビジョン」を策定し、重点的な整備を進めてきた。

しかしながら、その一方で西伊豆航路の一つである「松崎航路」が平成15年9月に廃止され、残る「戸田航路」が土肥港迄延伸されたものの、西伊豆定期航路は便数・区間ともに衰退の一途を辿っている。

この様な西伊豆航路の縮小や新市建設計画などの「港湾振興ビジョン」策定以降の状況の変化を踏まえ、都市（南エントランス）と漁村（南部ブロック）との共生・交流を地域の創意工夫により促し、観光産業や水産業の活性化を図るとともに、地域住民と一丸となって災害に強い地域づくりを効果的に推進する。さらには、地域の拠点としての沼津港の整備方針である「港湾振興ビジョン」に加え、地域全体で展開する港湾や漁港のハード・ソフト施策を体系的に実施することにより目標を達成する。

- | | |
|--|---------|
| （目標1）「南エントランス」（中心市街地）と「南部ブロック」との共生・交流人口の増加 | （ 7% ） |
| （目標2）既存係留施設の改良による緊急物資輸送能力の増加 | （ 5% ） |
| （目標3）地域の拠点魚市場における、陸揚げ稼働率の確保 | （ 97% ） |

5 . 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

沼津港においては、港湾振興ビジョンにおける既定の施設計画に加え、港湾振興ビジョンによる港湾の再開発を支援、補完する波除堤等の外郭施設の整備を実施する。

また、既存施設の劣化回復や延命化対策を通じて、景観形成計画に基づく水際空間の港湾環境の改善を図るとともに、大規模地震に対する保有耐力の向上による港湾施設の被害の軽減を図り、想定以上の緊急物資需要への対応や地域の拠点市場の早期復興に影響を及ぼさないように努め、地域からの多様な要請に応えるものとする。

西浦漁港では、「海のルート」による広域交通体系の一環として係留施設を整備し、「南エントランス」と「南部ブロック」の交流を促進する。また、大規模地震災害における緊急物資や孤立した観光客等を輸送するとともに、水産活動の早期再開に支障を来たさないよう既存係留施設の耐震対策を実施する。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

港整備交付金を活用する事業

〔施設の種類と事業主体〕

- ・港湾施設 (沼津港) 静岡県
- ・漁港施設 (西浦漁港) 沼津市

〔整備量〕

- ・港湾施設 係留施設、外郭施設
- ・漁港施設 係留施設、水域施設

〔事業期間〕

- ・港湾施設 平成18年度～平成22年度
- ・漁港施設 平成20年度～平成22年度

〔総事業費〕

- ・総事業費 511,000千円
 - 港湾施設 405,000千円(うち交付金149,000千円)
 - 漁港施設 106,000千円(うち交付金53,000千円)

* なお、上記事業の整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

5 - 3 その他の事業

(1) 沼津港港湾振興ビジョン～沼津港再開発アクションプログラム 行政による基盤整備

- ・ 導入施設の基盤となる臨港道路等の整備（港湾改修事業）
- ・ 胸壁等による津波対策施設の整備（海岸保全事業）

民間団体等による商業施設等の整備

- ・ 水産複合施設（強い水産業づくり交付金）
HACCP にも対応した安心・安全・効率的な水産物の流通基盤の整備。
- ・ マーケットモール 他

(2) 沼津港景観形成マスタープランの推進

沼津港および周辺地域における景観形成の目標や指針を示し、民間事業者や行政、地域住民が協働で景観形成を推進し、多くの人が集い、にぎわう水辺の都市拠点を目指す。

(3) 西浦漁港西浦久連・平沢地区海岸環境整備事業

西浦漁港海岸の有する豊かな自然環境を活かし、背後の集落や主要地方道への越波対策として親水性の高い海岸保全を行う中で、年間を通して利用できる施設整備により沼津市の活性化や地域振興を図る。

(4) 公共交通活性化対策事業（沼津路線バス対策、西伊豆航路活性化対策）

公共交通網の新しいルート開拓や、便数・時間帯など利便性の向上、海上交通体系の充実を推進する。

6 . 計画期間

平成 1 8 年度～平成 2 2 年度（5 カ年）

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、「沼津港港湾振興ビジョン推進委員会」の組織を当該計画に合わせ拡充し、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行う。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし